

派遣から直接雇用され、正規職員と同様に長く働いてきたのに、突然の雇止め！

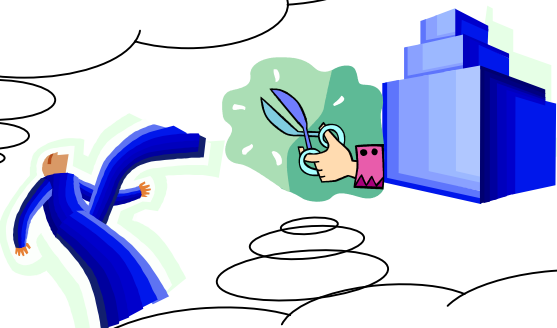
立教女学院嘱託職員争議ニュー入 no. 3

東京地裁民事第19部「平成19年(ワ)第27403号 地位確認及び賃金支払等請求事件」

▽派遣労働者の直接雇用後の雇止めと賃金格差を争点とする訴訟を東京地裁で係争中です▽

- ・「派遣で3年、その後直接雇用されたのに、また3年勤めて、雇止め！」
- ・臨時的・一時的な仕事をしていただけではありません。
- ・恒常的な仕事、なくなる仕事だから、直接雇用されました。
- ・前任者も「正規職員」、後任者も「正規職員」、完全なる「常用代替」です。
- ・「雇用の安定」なくして、日本社会の発展は有り得ません。

労働者の使い捨ては許しません!



立教女学院「どんなに優秀でも、どんなに必要でも
嘱託職員には辞めてもらう！」
嘱託職員「???? 何故辞めなくてはいけないの?」

立教女学院嘱託職員争議とは？

立教女学院（東京都杉並区）は、派遣職員として約3年間、その後直接雇用である嘱託職員（非正規）として3年間、合計6年間勤務した清野さんを、2007年5月、突然雇止めしました。学院側は当初、「清野さんのポジションには正規職員を入れることにしました」、「どんなに優秀でもどんなに必要でも嘱託職員には辞めてもらう」と説明していましたが、清野さんが個人で組合に加入後、突如、雇止め理由を「人手が足りており、仕事が見あたらないから」に変遷しました。現在、東京地裁にて、派遣労働者の直接雇用後の雇止めと賃金格差を争点とする訴訟を係争中です。

立教女学院は嘱託職員の不当解雇を撤回せよ!

著しい賃金格差！

正規職員と同等の仕事をしていたにもかかわらず、
嘱託職員の年収は正規職員の 約65%!!

～「同一価値労働同一賃金の原則の公序に反する法律行為」～

日本政府も批准している「同一価値の労働について男女労働者に対する同一報酬に関する条約」(ILO 第 100 号条約) の第 7 号は、「全ての労働者にいかなる差別もない同一価値の労働についての同一報酬の原則を含む労働条件を享受する権利を保障する義務があること」を規定しています。

その根底には、人はその労働に対し等しく報われなければならないという均等待遇の理念が存在しており、同じ仕事なら、同じ待遇で働くのが当然です。

- ▼ **恒常的な業務に、安くて使い勝手のいい非正規労働者・派遣労働者を雇用する「常用代替」、そして、細切れ雇用を繰り返す「労働者の使い捨て」は、企業だけではなく、教育にたずさわる立教女学院のような学校法人にまで広がっています。**
- ▼ **「格差是正」の世論が高まっている今こそ、司法の場からも、非正規労働者の「雇用の安定」、「常用代替防止」を促す判決を！**

東京公務公共一般労働組合内
立教女学院嘱託職員争議

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 2-33-10

東京労働会館 5 階

電話 03-5395-5255 FAX 03-5395-5139